## 別表五の二(二)付表 「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細 書」

## 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の 状況、納税充当金の積立て又は取崩しの状況並びに連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税 個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

## 2 各欄の記載要領

欄		記載要領	注 意 事 項
「法人名」		連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧 の中にこの明細書を記載する連結法人の法人名を 記載します。	
「法人税及び復興特別法・	各欄共通	連結親法人にあっては、連結法人税及び法人税並びに連結復興特別法人税の政法人税及び復興特別法人税について、連結子法人にあっては、法人税及び復興特別法人税について、連結子法人にあっては、法人の区分に応じ次のとおり記載します。 (1) 連結親法人次の合計額  イ 各連結事業年度の連結所得る復興特別法人税の額のの合計額  ロ 各事業年度の所得に対する法人税の額及び当該額の合計額  ロ 各事業年度の所得に対する法人税の額の合計額  ロ 各事業年度の所得に対する法人税の額の合計額  ロ 各事業年度の所得に対する法人税の額の合計額  な当該組入の合計額  な当該組入の合計額  なお、連結人税若しくは連結復興特別法人税の額の合計額  なお、連結法人税若しくは連結復興特別法人税の利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税の額については、この欄には記載しないで、「その他」の「利子税21」、「加算税及び加算金25」及び「延滞税26」の該当欄に記載します。	と興法日と結のまに納ル告興連グで連興するび連月法(開除場連結体びか連法じ結りるび連月法(開除場連結体びか連問及税の期税人に法人成己割事うを法前入法人人の期税人記人税は年分分年のつ税はの税の他結にびと散税は年分分年のつ税はの税の他結にびとむ連月法(開除場連結体びか連法じ結りこ復結1人連始き合結グ申復、結人た復まこ復結1人連始き合結グ申復、結人た復ま
人税」の各欄	「期首現在未納税 額①」の「1」及び 「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額(前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五仁の「期末現在未納税額⑥」の金額)を記載します。なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。	(1) 前知年 (1) 前期 (1) 前期 (1) 前期 (1) 的

	欄	記載要領	注 意 事 項
			別表五二の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。
法	「当期発生税額②」 の「中間 3 」及び「確 定 4」	(1) 「中間3」には、別表一の二(一)の「連結中間申告分の法人税額14」の金額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の二(一)の「差引確定法人税額15」の金額及び復興特別法人税申告書	中間分の連結法人税 の額が確定分の連結法 人税の額及び連結復興 特別法人税の額の合計
人		別表一の「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額4」の金額の合計額を記載します。	額を超える場合には、 「確定 4」には、その 超える金額を△印を付
税			して記載します。
及	「 <mark>当期中の納付税</mark> 額」の各欄	連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」 又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税額 及び連結復興特別法人税額又は法人税額及び復	外書の金額は、法人 の確定した決算におい て未収金又は仮払金と
び		興特別法人税額を、連結子法人にあっては「期首 現在未納税額①」に記載した法人税額及び復興特	して計上していない場合には、別表五の二(-)
復		別法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付し	付表一の空欄に「未収 過誤納金」等と記載の 上、その合計額を「増
興		たかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそ	ユ、ての石前額を「塩 ③」に記載します。 この場合「⑤」の外
特		れぞれ外書きしてください。 この外書の金額は、「期末現在未納税額⑥」に	書の金額は、別表四の二付表の「加算」の空
別		移記する必要はありません。	欄にも記載することと なります。
法	「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる連結法人税額及び連結復興特別法人税額がマイナスになる場合	
人		にあってはその金額は外書き(△印を付けます。) します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場	
税		合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし(△印を付けます。)、	
_		「確定 4 」の「当期発生税額②」の金額と本書き した金額との差額を外書き (△印を付けます。) します。	
0	「計 5 」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結 法人税額及び連結復興特別法人税額を合計した	
各		金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未	
欄		納連結法人税及び未納連結復興特別法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税及び連結復興特別法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税及び未納復興特別法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	

	欄	記載要領	注 意 事 項
「道	各欄共通	原則として「法人税及び復興特別法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額(均等割額を含みます。)及び道府県民税利子割額のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
府県民税」	「期首現在未納税 額①」の「6」及び 「7」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額(前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五〇の「期末現在未納税額⑥」の金額)を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した。	
の各欄	「当期発生税額②」の「利子割8」、「中間9」及び「確定10」	た金額を記載します。 (1) 「利子割8」には、当期中に支払を受ける利子等(当期末までに、その利払期の到来しているものに限ります。)に係る道府県民税利子割額を記載します。 (2) 「中間9」及び「確定10」には、当期の連結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市	「 <mark>町村民税」</mark> の各欄	「法人税及び復興特別法人税」及び「道府県民 税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各	「 <b>17」</b> から「19」までの各欄	「道府県民税」の「6」、「7」及び「9」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「18」の「当期発生税額②」に記載します。 なお、事業税の額には、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	「当期中の納付税額」の名標には 類ののうち前事業年年額のののは があるは、 は損金額ののでは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はいる。 はい。 はいる。 はい。 はいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
欄	「仮払経理による 納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事業 税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に 記載します。	
	「損金経理による 納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、 当期の損金の額に算入 されませんから、別表 四の二付表で加算する ことになります。

	欄	記載要領	注 意 事 項
「その他	「当期中の納付税 額」の各欄	「法人税及び復興特別法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「21」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、	
」の各欄	「延滞金(延納に係るもの) 22」	その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。 地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条 の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延 滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金 については「損金不算入のもの」の「延滞金(延 納分を除く。)27」に記載します。	
	「期首納税充当金 31」	各連結法人の前期のこの明細書の「期末納税充当金42」(前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五口の「期末納税充当金42」)を記載します。	
「納税充当金	Г33」	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税等」と記載します。	「33」に記載した金額が例えば、前期付金とに記載が例で生の元素では、た当期に大変をといる。 を当期に入れた場合とに、の「りまれの一分では、別表がの一十分では、の「増③」に、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる。といる。
の計算	「損金算入のもの 37」 「損金不算入のも の38」	「利子税21」から「24」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。 「加算税及び加算金25」から「30」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
の 各	[39]	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等35」から「損金不算入のもの38」まで及び「仮払税金消却40」以外により取り崩した金額を記載します。	
欄	「仮払税金消却40」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理 していた金額について当期において納税充当金を 取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表 五の二(一)付表一におい て、前期から繰り越さ れた「仮払税金」の「減 ②」にその消却した金 額を△印を付して記載 するとともに、「納税 充当金20」の「減②」 に記載します。

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「各連結法	「期首現在未決済 額①」	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」 の金額を連結事業年度別に記載します。	
人の連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額の発生状況等	「当期発生額②」の「当期分 45」	当期の連結法人税の負担を記して 器1条の18第 1 項の規定により計算を 別帰せらり計算による金額(当として 関連結法人税の規定により計算により、 期の直域を 期の連結法人税の規定により、 関連により、 関連により、 のででは、 のでで、 ので、 の	連結法人税個別帰属 受取額及び連結復興特 別法人税個別帰属受取 額については△印を付 して記載します。
の明細」の各欄	「当期中の決済額」 の各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」 の金額のうち当期中に決済された金額をその額が 発生した連結事業年度別にそれぞれ記載します。	